

決算審査特別委員会記録

＜歳入・総務部・南部東部振興＞

開催日時 令和元年10月9日（水） 10：04～12：18

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

山本 進章 委員長

山中 益敏 副委員長

小村 尚己 委員

樋口 清士 委員

植村 佳史 委員

川口 延良 委員

中川 崇 委員

乾 浩之 委員

太田 敦 委員

猪奥 美里 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

末光 総務部長

杉中 危機管理監

前阪 南部東部振興監

上田 会計管理者（会計局長）

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第66号 平成30年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第76号 平成30年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第30号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

＜会議の経過＞

○山本委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

日程に従い、歳入、総務部及び南部東部振興の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

○太田委員 私から4点質問させていただきます。

まず1点目は、大規模広域防災拠点の整備についてです。

大規模広域防災拠点におきまして2,000メートルの滑走路を整備する理由を幾つかお述べになられております。南海トラフ巨大地震など大規模な災害が発生したときに、県内外からの大量の人的及び物的支援を受けて、被災者の方々等、迅速に支援することが必要だと述べられて、東日本大震災の時の話として、2,000メートル級の滑走路を有する山形空港の例を挙げておられます。さらっと述べられておりましたので、この山形空港が東日本大震災において具体的にどのような役割を果たしたのか、また、それを踏まえてどのように検討をした結果、ヘリポートから滑走路へと構想を変更することになったのか、このことについてまずお尋ねをしたいと思います。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） お答え申し上げます。

東日本大震災におきまして、沿岸部の仙台空港が使用不能となりまして、内陸部にある山形空港、花巻空港、福島空港の3つの空港が早期に復旧をして再開をしたところでございます。特に山形空港は、宮城県に近い立地条件ということもございますので、復旧に時間を要しました仙台空港のバックアップとして、さまざまな活躍をしております。これらの経過を念頭に、津波被害がない、また京奈和自動車道に隣接するなどアクセス性にすぐれている、また紀伊半島に対する支援の拠点となり得る五條市において、2,000メートルの滑走路つき大規模防災拠点の検討を進めているところです。

具体的に、山形空港が果たした役割といたしましては、先ほど申しましたように、内陸にあるということで、津波の被害を直接受けませんでしたので、特に宮城県を中心に救援航空機の活動拠点として24時間運用がなされたところでございます。

○太田委員 山形空港が東日本大震災のときに果たした役割として今ご説明いただいたのですけれども、ヘリポートがもともと広域防災拠点として計画をされておりました。この計画の前段に東日本大震災もございましたし、紀伊半島大水害も奈良県で経験しております。そういったときに、ヘリポートによる県民のピックアップなどを迅速に行い、救援が可能となり、県民に大きな安心感をもたらすことができるヘリポートが必要だと知事が説明されているのです。もしその東日本大震災で山形空港が2,000メートル級の滑走路

として大きな役割を果たしたことが際立っていたのであれば、そのときに本来は出てくる話であると思うのです。なぜ今になってこの話が出てきたのか疑問を持っているのですが、その点はどのようにお考えなのかご説明いただけますでしょうか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 東日本大震災以降、長らく時間がたってきているというのは一つございます。まず1つは、南海トラフ巨大地震の可能性が高まってきていると、ちまたでよく言われるようになってきているというのが1つでございます。

また、東日本大震災当時、自衛隊に配備されていませんでしたが、現在配備が始まっている最新のC2輸送機が2,000メートルの滑走路が必要と伺っているためでございます。

○太田委員 1つは、C2輸送機と呼ばれるものとお示しをいただきました。もう一つが、ヘリポートをこれまで計画していたときと、2,000メートル級の滑走路を検討しようという中で、南海トラフ巨大地震が30年間の間に70%から80%の確率で起こると言われておりますけれども、何か大きな知見の変化というものがあつたのかどうか、その点、もう少しご説明いただきたいと思います。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 南海トラフ巨大地震そのものというよりも、ここ近年、災害が頻発しております。そういうことも、こういう規模のものが必要ではないか考えた一つの理由でございます。

○太田委員 この2,000メートル級の滑走路というのが、この間、本会議でも議論されておりますけれども、私は少し出てきた経緯が不明瞭といえますか、もう少しいろいろな知見の積み上げであったり、議論の積み上げの中で出されるということであれば、その経過がわかるのですけれども、その経過が少しわかりませんので、総括質疑で知事に質問させていただきたいと思います。

2番目に、救急搬送についてでございますけれども、奈良県はかつて、この救急搬送で大きな社会問題が発生しました。その後、私も議会でこの救急搬送の問題を取り上げてまいりましたけれども、近年の平均救急搬送時間と応需割合の状況、そして救急搬送時間の短縮、また応需割合の向上に向けて今後どのように取り組んでいくのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

○向井消防救急課長 救急搬送時間につきましては、平成27年まで増加傾向にございました。これは奈良県だけでなく、全国的に同じ傾向でございます。その後、搬送時間の全国平均はほぼ横ばい状態ですけれども、奈良県におきましては年に約1分程度ずつ短縮を

しております。平成30年につきましては41.3分、これは平成27年の45分に比べて3.7分の短縮が図られております。

また、医療機関の応需割合につきましても、平成27年62.1%でしたけれども、平成30年では74.9%と改善をしております。これは救急搬送ルールをもとに、傷病者の症状に合った適切な医療機関を選定をしますe-MATCHシステムの運用の成果であるほか、南奈良総合医療センター、それから奈良県総合医療センターほか医療機関、ドクターヘリの整備、こういったER型の救急医療体制の充実といったところも機能しているところと考えております。

今後高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大が予想されますけれども、e-MATCH等のデータにより詳細な分析を行うなど、関係機関がより一層連携をいたしまして、搬送ルールの精度を高めることによって救急搬送の改善を図ってまいりたいと考えております。

○太田委員 現在の救急搬送時間は41.3分ということで、改善に向けて取り組まれているとお聞きしました。また、応需率が74.9%とお聞きをいたしました。その理由としては、ER救急がこの間、とりわけ南奈良総合医療センターなどでも導入されて、防災ヘリなどもよく使われている光景を私も目にします。もう一つ、平成30年4月から二次輪番の救急体制が、葛城市で充実に向けての取り組みが平成30年度、進められているとお聞きしているのですけれども、その点もしわかればお聞きしたいと思うのですが、よろしくお願いたします。

○向井消防救急課長 済みません、二次輪番の関係について、我々も報告としてはいただいているのですけれども、正確な数字としてこちらのほうでは持っておりません。

○太田委員 そのことも理由として短縮に向けて考えられているということでございますので、またしかるべきところで尋ねていきたいと思っております。

この質問をする際に、資料もいただいたのですけれども、疑い疾患別の応需状況ということで、心肺停止、あとは腹痛とか外傷とか呼吸困難とか、いろいろ病名別に、どれぐらいの搬送時間であったりとか応需率であったのかということが事細かく記されているのです。その中で気になったのが、周産期が平成30年度で58.3%と、総体的に見たら、よくない数字だなとお見受けいたしました。搬送数そのものは外傷が1,654件に対して周産期が9件ということで、極めて少ない数字ですけれども、そもそもこの奈良県で救急搬送に取り組むきっかけになったのが、この周産期の問題なのかなと思ったときに、こ

ういう数字では、いざというときにお母さんや子どもの命を守れるのかなと思ったものですから、この状況についてご説明いただけますでしょうか。

○向井消防救急課長 周産期につきましては、今おっしゃっていただきましたように、平成28年の段階で75%、応需率ですけれども、それが平成30年で58.3%という数字になっています。これにつきましては、先ほどご説明いただきましたように、全体の搬送数が年間で14件と非常に少ないというところもございますので、その中で応需率が結構変動すると考えております。

ただ、平成30年につきましては、どういう中身でこういう形になっているか、今後改めて確認させていただいて、応需率が向上するように努めてまいりたいと思います。

○太田委員 過去のデータを見たら、この周産期も75%くらいの推移であったのが、平成30年度が少し落ち込んでいるので、もしここに奈良県における救急医療の課題があるとするならば、またそこはしっかりと検証していただきまして、改善すべきところはぜひ取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、県庁職員の働き方の問題でございます。

出退勤管理システムの退庁時間のデータと超過勤務命令の出ているこの時間との乖離です。以前、今井議員が本会議でも取り上げたのですけれども、当時は52時間という数字であったと思うのですけれども、この乖離の状況と、長時間勤務の状況についてお伺いをいたします。

また、長時間勤務の縮減に向けてどのように取り組んでいるのかお伺いをしたいと思います。

○乾人事課長 平成30年度分の超過勤務の実態につきましては、超過勤務の時間だけではなくて、そもそも超過勤務が生じる理由や働き方改革全般、幅広について、職員に向けてアンケートを実施して、今、集計、調査中でございます。

ただ、超過勤務の縮減の取組でございますけれども、平成29年4月に超過勤務の縮減プロジェクトチームを立ち上げさせていただきまして、平成29年8月から取組を徹底させていただきました。まず、所属長による事前命令を徹底すると。命令のない職員を帰らせる、翌日には、その前日の超過勤務の実態を確認するという取り組みを徹底して強化してまいりました。

平成28年と平成29年に、取り組む前と取り組み後を比べるサンプル調査を実施をさせていただきました。それによりますと、そのような効果もございまして、職員の1日当

たりの在庁時間が28年では1時間36分から翌年は1時間10分に、超過勤務の命令をした時間、手当時間でございますけれども、51分から42分に、引き算をいたしまして乖離時間は44分から28分にいずれも減少をしてございます。

一方、長時間勤務の状況でございますけれども、県では平成28年3月に、女性職員の活躍の推進及び次世代育成支援対策に関する特定事業主行動計画というものをつくらせていただき、その中で超過勤務が年間300時間超の職員割合を令和2年度に8%以下とするという目標を設定させていただきました。平成30年の実績では8%に対しまして13.6%ということで、まだ計画年次は残っていますけれども、目標には至っていない状況でございます。長時間勤務に対しまして、平成31年4月でございますけれども、例の働き方改革関連法の施行に伴いまして、関係条例も改正をさせていただきました。一部災害等の重要で特に緊急で処理が必要な場合を除き、1カ月当たり30時間、1年当たり300時間という上限の設定をさせていただいたところでございます。

引き続きまして、自己の健康管理を図りながら、職員がやりがいを持って、無駄なく効率的に業務を遂行することで、さらなる県民サービスの向上につながるよう、組織としても働き方改革に積極的に取り組んでいるところでございます。

○太田委員 ありがとうございます。

先ほどお示しいただいた数字が、女性活躍推進法第17条の規定に基づく情報公表ということで、私も資料をいただきました。300時間を超える職員の割合が13.6%ということですが、過去の経過を見ておきますと、平成26年度が9.7%、平成27年度は9.5%に一度減っているのですけれども、そこからだんだんふえる傾向にあるというのが、この数字を見て気になるところ。一体どういう理由でこうなっているのか教えていただきたいと思います。

○乾人事課長 詳細の分析まではいかないですけれども、特に近年、災害等もふえています。そのような関係もあって、緊急に職員が対応しなければいけない場面も多々出てきているということでふえているのかなと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、今年度から上限規制で、原則の時間でございますけれども、設定をさせていただきました。職員はこの時間を当然目標にして、超勤縮減に取り組んでいるところでございます。

○太田委員 以前に、県庁職員の方がみずから命を絶たれるということもございました。長時間と過密労働といろいろな要素があると思うのですけれども、その点はしっかり注意して進めていただきたいと思います。

この表をいただいた中で、もう一つ気になる数字が、男女の育児の休業取得率です。女性が100%でずっと推移しているのですけれども、男性は13%という目標に対して3.1%ということで、少しずつ上がっているようではございますけれども、目標と比べても、また男女の差から比べても非常に開きがあると思います。この点については何か対策を講じられているのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○乾人事課長 特定事業主行動計画の育児休暇の取得率で、女性の実績が100%に對しまして男性が3.1%という数字だと思います。特に女性の場合は、ほぼ100%ということですので、産休からそのまま育休に入られるということではございますけれども、それに対して男性のほうが育児休暇を取得されるのが少ないです。

これにつきましては、男性向けにわかりやすいパンフレットをつくらせてもらって、PRしているのと同時に、機会を捉えまして総務会等々も捉えながら、取得の促進を図っているところでございます。

○太田委員 県内で最大の職場とも言われておりますし、公務労働の改善は民間に波及する影響も大きいかと思っておりますので、ぜひこの長時間労働であるとか、タイムカードの乖離の問題とか、改善を進めていただきたいと思っております。

最後の質問でございます。最後は、私の地元で恐縮ではございますけれども、旧高田東高等学校の問題です。

今から約10年前にこの学校が廃止されまして、現在そのまま放置されている状況です。グラウンドは近隣の生徒が使ったりしているのですけれども、聞くところによりますと、その建物は文化財を何か保管したり、そのようなことに使われているということではございますけれども、外観はそのままほったらかしで、駅からも見えますし、県が管理しているものとしては非常によくはない状態が続いてまいりました。

私もこの旧高田東高校跡地の活用を、これまでも求めてまいりましたけれども、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 旧高田東高校の活用につきましてご説明をいたします。

県施設として廃止いたしました低未利用資産の活用は重要だと考えていまして、庁内にファシリティマネジメント推進本部を設置して議論を進めており、旧高田東高校においても、その活用について検討しているところでございます。

旧高田東高校につきましては、平成15年から20年にかけて実施されました県立高等

学校の再編により旧広陵高校と統合され、旧広陵高校校地において大和広陵高校が設置されており、旧高田東高校の校地は平成19年から未利用となっています。現在は旧校舎を埋蔵文化財や古民具等の仮置き場としているところでございます。

当該跡地につきましては市街化調整区域であり、新たな施設建設について大幅な制限がございます。また、敷地が広大であること、周辺道路が狭いこと、浸水想定区域内であることなど、活用の際の課題が多く、現時点において活用方策は決まっておりません。

しかしながら、県施設として一旦役割を終えた低未利用資産であっても、県民の貴重な財産であるという認識を持って、関係者との連携、立地環境の改善により土地の付加価値を向上させ、最も効率的に活用していくことが重要であると考えています。改めましてディベロッパーや不動産関係、コンサルタント等の民間の専門家からも意見を聴取しながら、現在活用案を検討しているところでございます。

○太田委員 しばらく放置されているところから、少し前に向いて進んでいるのかなと受けとめさせていただきました。

ここは、市街化調整区域ということですので、一般的に建物の建築はできないところでございます。おっしゃられましたように、進入路も狭く、そういう点でこれまで活用されていなかったのかなと思うのですけれども、地域における本当に大きな財産だなど改めて実感しているところです。

地元の方、あるいは市民や県民の思いもあると思うのですけれども、建物が建てられないということであれば公園ということも十分考えられますし、非常に広大な地域で、利活用の仕方によっては、あそこに新たな活力を生み出すことになると思いますので、ぜひ地元や市民、県民の意見も聞きながら、前に向かって進むようお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山本委員長 ほかに。次の方。

○中川委員 歳入について、交通安全対策特別交付金でございますけれども、予算額が4億円に對しまして、実際の調定額が3億1,673万4,000円と、約9,000万円も乖離をしているというところで気になりました。なぜこんなに乖離しているのかご説明よろしくをお願いします。

○川上財政課長 交通安全対策特別交付金の関係でご説明させていただきます。

こちらは、国のほうから財源として交付をされるものですが、もともと交通違反の通告制度、いわゆる青切符を切られたときに、納付される反則金を国のほうでまとめて

いただいて、それを各都道府県に配分するというものでございます。

各都道府県に配分する場合には、交通事故の発生件数、人口集中区域の人口、改良済道路延長の3つを指標として配分していただいているのですけれども、歳入予算を見積もる際には、国の動向であったり、実際に国のほうから各都道府県、市町村に配分された額の推移などを見ながら、また指標の直近の本県のデータなどを見ながら積算をさせていただいているところです。平成30年度において、予算決算の乖離が8,300万円程度出ているということですが、こちらは、全国の総額が国の予算よりも低いのではないかとということで本県は一旦見込んで積算をしたところですが、さらにそれよりも低く国のほうの全体の配分額があったということです。全国の総額が減った関係で、今回予算決算の乖離が出たという状況でございます。

○中川委員 ありがとうございます。

そうしましたら、これは一般財源になっているが、何か具体的にひもついた事業が減ったというものではないという理解で正しいでしょうか。

○川上財政課長 県の予算上は一般財源で取り扱いをと、国からも言われているのですけれども、もともとこちらについては、交通事故の発生を防止する目的で、道路の交通安全施設の整備に係る経費に充ててくださいと言われております。

○中川委員 確認しておきますけれども、一般財源だけでも、そういうことに充ててほしいと国のほうから言われている、それは何か技術上の指導とか、そういう扱いですか、それだけ確認しておきたいと思います。

○川上財政課長 一般財源にするか特定財源にするかという取り扱いですが、ご存じのように、用途が特定をされていないというのが一般財源になります。用途の特定されていない通常の一般財源だけではなく、いわゆる目的税等も含めて一般財源にという取り扱いを国のほうから言われております。

今回につきましては、こういう特定の目的の財源に充てるということになるのですけれども、どのような費用に充てるかについて、具体的にこの事業のためという交付金ではないということもあります。用途の制限は、国庫補助金のように規制でがちっとするわけではない、ある程度緩く取り扱いをされているということもありますので、一般財源で取り扱いをということになっております。

○中川委員 ありがとうございます。

ここまで細かくは事前に聞いていませんでしたので、よくわかりました。

緩くそのように規定されているということでしたので、これを受けて、毎年の交通安全対策に係るお金というのは、奈良県はまだまだ少ないという課題意識を持っておりまして、年度の推移も研究しながら、また質問を考えていきたいと思っております。

もう1点、こちらは先ほど太田委員からも関連の質問がございました、五條市での奈良県広域防災拠点につきましてでございます。

こちら、決算審査特別委員会ということで質問したいのですけれども、主要施策の成果に関する報告書の16ページに記載があるのですけれども、この整備準備事業としまして314万8,000円、予算が上がっていたわけです。2,000メートル級滑走路という話は、知事は昨年度の後半に突如として上げてきたと記憶しているのですけれども、当初は600メートルの長さで想定をして、この事業を始めていたという理解で正しいですよ。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 少し説明させていただきますと、本会議でも知事が答弁申し上げましたように、当初は自衛隊の誘致をすることによって防災に対するアクションと考えておりました。それが十津川大水害を契機に、大規模防災拠点も必要ということになって、その検討の中でヘリポート600メートルというのが出てきております。

○中川委員 そうしましたら、年度の途中で方針ががらっと変わったという理解でいるのですけれども、これは、予算をつけた後で、2,000メートル級の滑走路にすると知事が言い出して、この300万円の予算をつけた事業の方針を変更した後の事業の評価というのはどのようにされていますか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） これも過去からの経過を説明させてください。

平成26年度からこの取組が始まっておりまして、平成26年度は広域防災拠点として必要な機能の整理しておりました。平成27年度は、他府県の事例などを見ていますと、消防学校を併設しているケースもございますので、現在の消防学校が老朽化していることも踏まえまして、消防学校を併設したらどうかという考えのもとに、消防学校の機能について検討しております。平成28年度はそれをまとめて、空からの受援であるとか支援でありますとか、そういうことも含めて検討した結果、600メートルのヘリポートといえますか、滑走路が必要になっています。平成30年度の事業は、その以前の経過を踏まえ、実現可能性に向けて土地利用規制等、いろいろな規制がございますので、概略の造成計画を立てた上で、その範囲等をお示しした上で規制部局にヒアリングをして、実現可能性を

確認していくための業務でございました。

○中川委員 ありがとうございます。

そうしましたら、その範囲を決めて調整していくというご答弁だったのですけれども、年度の途中で2,000メートルの滑走路の話が出てきたので、範囲をぐっと広げて、途中から調整内容も変わっていったということでしょうか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） この業務は、既に2,000メートルの滑走路ということを表示したときには既に業務発注をしております、600メートルでの調整が始まっております。当時、600メートルでありましたけれども、法規制等の調整等ございましたので、600メートルでやり切りましても、2,000メートルになっても活用できるという判断をしまして、600メートルで終了しております。

○中川委員 なるほど。そうしましたら、600メートルを前提としてやっていった事業だけでも、その成果は2,000メートルに仮に変わった後でも生かせるといったことでございます。無駄に終わったのであればえらいことだなと、そういった視点で質問させてもらったのですけれども、知事の発言に振り回されて職員も大変だなと常々思っております。

関連しまして、先ほどC2輸送機の話も太田委員の話で出ていましたけれども、また知事も議会での答弁で言っていましたけれども、C2輸送機は2,000メートルなくてもおりられますよね。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 今、航空自衛隊に配備が始まっております。その中で、既に配備が終わっておりますのは美保基地でございます、滑走路は2,500メートルだったと思います。

既に公表されておりますが、平成32年以降に埼玉・入間基地にC2輸送機が配備されることとなっておりますが、入間基地の滑走路は2,000メートルでございます。そういう実運用されている配備状況を踏まえて、2,000メートル必要と現時点で考えております。

○中川委員 その輸送機の離発着に必要な滑走路の長さが、実際にどれぐらい必要なのか。実際にその運用を予定されている空港で、それだけの長い滑走路があるので、同じように奈良県としても考えてイメージしていきたいという理解で正しいでしょうか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） そのとおりでございます。

○中川委員 関連してでございますけれども、こちら予算審査特別委員会でも佐藤議員か

ら質問がありましたけれども、知事は空港に商業転用するという夢も高校生に語っていたわけですけれども、今のところは空港にするつもりはないという理解で正しいでしょうか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 現時点におきましては、空港法上の空港としての整備は考えておりません。

○中川委員 ありがとうございます。

空港にするつもりだったら国土交通省とも調整が必要ですし、空港法に基づく整備も別途必要ですので、全然違う想定をして動いていかないといけないのになど考えていたわけです。

最後に、事前通告をしていないのですけれども、知事は常々、紀伊半島で果たす役割といった趣旨の答弁もあるわけです。これは関西広域連合の中でも、議題に上がったのかなど。関西広域連合委員会という首長が集まる委員会がございまして、そこで種々の議題をあげているわけですが、そういったところであげたことはございますでしょうか。今初めて質問しましたので、調べてからでもいいですけれども。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） まだ関西広域連合議会等ではあげておりませんが、各防災担当が集まる会議の中では、奈良県としてこういう構想を持っておりますというご紹介はしております。

○中川委員 ありがとうございます。

そういったところで、和歌山県であったり他府県からの感触がよかったということでしょうか。それとも、単に奈良県として報告しましたというだけの話でしょうか、確認程度で。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） その点、和歌山県、三重県につきましては、昨年、ことしの紀伊半島知事会議で、こういう構想があるということをお話しさせていただいております。その中での発言等が知事が議会でお答えになっているものと思います。

○中川委員 知事も防災の領域については、意義があるから関西広域連合に入ると一部参加をしているので、そこにせっかく入っているので議題にしたのかなど、そういった意識での質問でございました。

知事しかわからないこともあると思いますので、知事総括に回したいと思っております。

○山本委員長 どちらの分、最後のほう。

○中川委員 最後です、五條市の広域防災拠点につきましてです。

○山本委員長 全般に。

○中川委員 全般につきまして。

○山本委員長 全般につきましてね。はい、わかりました。

○中川委員 終わります。

○山本委員長 ほかに。

○小村委員 私からは、主要施策の成果に関する報告書の8ページですけれども、ふるさと奈良県応援寄附金推進事業が上がっております。いわゆるふるさと納税のことだと思っておりますけれども、総務省から約3割という形で通達が出ていると思っておりますけれども、このふるさと納税の推移や返礼品について、今の奈良県の状況を教えていただきたいと思っております。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） ふるさと納税について、ここ3年の推移をまず申し上げます。奈良県に対する寄附金の収納状況でございますけれども、平成28年は1億8,733万1,000円、平成29年は1億1,898万6,000円、それから平成30年度ですけれども、主要施策の成果に関する報告書の8ページには1億2,700万円余りの金額を書いておりますけれども、国に報告しているふるさと納税全体の額としましては1億3,343万円、これがここ3年の推移でございます。

それから、返礼品についてでございます。今、返礼品についてもご質問がございましたけれども、奈良県の返礼品は5,000円まで、それから5,000円以上から5万円まで、それと5万円以上、この3段階に分けております。5,000円までの方につきましては、返礼品は送付はしておりません。5,000円から5万円までの方につきましては、大和茶を返礼をさせていただいております。5万円以上につきましては、大和肉鶏、大和牛、ヤマトポーク、あるいは三輪そうめんや大和野菜の詰め合わせ、こういったものから寄附者が選択していただくとともに、奈良県ビジターズビューローが発行しております奈良ファンクラブの会員資格を贈呈をさせていただいている状況でございます。

○小村委員 ありがとうございます。

今、直近の受入額をお聞きしたいのですけれども、推移の中で、平成28年から平成29年が少し減っていて、平成29年と平成30年を比べると少し上がっているのですけれども、この平成28年が1億8,000万円ぐらい減っている要因はどのように考えていますか。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） 奈良県は非常に高額な寄附金が多いです。100万円以上の方も毎年10件以上ありますし、10万円以上の寄附

も毎年6割を超えている状況でございます。中でも医療提供体制の充実に使ってくださいということで、寄附をいただいている件数が非常に多いです。大口の寄附者が年度によって変動してしまうことが大きな要因ではないかと考えております。

○小村委員 理解いたしました。

あと、このふるさと納税は、受入額もそうですけれども、流出額もあると思います。奈良県民の方がほかの市町村や県にふるさと納税をする方もおられると思うのですけれども、ふるさと納税の受入額と流出額の差についてお聞かせいただきたいと思います。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） ふるさと納税は、一定の条件を満たす必要がございますけれども、ご自分の寄附額から2,000円を差し引いた額が住民税等から控除をされます。その控除の割合は、県が4で市町村が6でございます。4対6で県に本来入るべき県民税が控除されるということで、その部分を減収とみなすと、平成28年度は8億4,500万円、平成29年度は11億3,800万円、直近の平成30年度では14億7,500万円でございます。

○小村委員 今の答弁ですと、流出額のほうが多いということであると思うのですけれども、この点、ふるさと納税は一つの財源になってきておりますし、奈良県としてこれから流出額を減らしていくこと、過度な返礼品競争になってはいけない制度だと私も思っているのですけれども、この流出額をより減らしていくことについて、奈良県としてはどのようにお考えでしょうか。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） 流出額を減らしていく取組というのはなかなか難しいです。全国的にもふるさと納税は非常に増加傾向でございます。全国的な傾向を見ますと、平成28年度が2,800億円、平成29年度が3,600億円、直近の平成30年度は5,100億円、毎年1.4倍程度で伸びてきております。それに従って奈良県の減少額も先ほど申し上げたような数字になっておりまして、なかなかこの減収額を一気に減らすのは難しい取組でございます。

一方、入りのほうでございますけれども、奈良県の魅力を最大限発信して、先ほど申し上げましたけれども、奈良県は非常に大口の寄附者が多いです。リピーターも多いです。返礼品の話になってしまって恐縮ですけれども、先ほど2段階で返礼品を差し上げていると申し上げました。2段階ですので、5万円の寄附をいただいても10万円の寄附をいただいても、極端な話ですけれども、50万円の寄附をいただいたとしても返礼品は一緒でございます。一緒にもかかわらずリピーターと、10万円以上の寄附者が6割以上いると

いうことは、すなわち奈良県への寄附は、返礼品が目当てではなく、奈良県の発展、あるいは奈良県の魅力の向上に寄与したい、そういう思いで寄附をしていただく方が多いのではないかと考えております。

ご指摘の減収を埋めるのはなかなか難しいですけれども、全国で増加している状況の中で、奈良県の収入額、寄附額を少しでも上げようと思っておりますけれども、返礼品の充実も大事ですけれども、やはり奈良県の魅力をいかに効果的に発信して、奈良県の発展に寄与したいと思っていただける方を一人でもふやすのが重要な取組ではないかと考えております。

○小村委員 今の答弁を聞いていますと、受入額をふやしていかなければいけないと思っているけれど、余力手だてはないということだと思っております。今お話しさせてもらったように、総務省の通達で返礼品の額を約3割に減らさいという通達が出ている中での地域間競争だと思っています。特に「ふるさとチョイス」でありますとか、サイトでどれがいいというランキングみたいになっている状態だと思います。そうすると、やっぱりこの返礼品のよしあしは、ふるさと納税の額に影響するのかなと思っております。

奈良県の取り組みとして、高額の方が多くて、5万円以上の方は10万円しようが100万円しようがという奈良県に対する気持ちでふるさと納税されているという、本来の形でそれはそれでいいのですけれども、返礼品目当てでふるさと納税をされている方も現におられるわけで、この「ふるさとチョイス」などでも、どんなものがもらえるのかがランキングになっている状態でございます。この返礼品の充実に対しては少しシビアに見て、この受入額を、これから注視していきたいと思っております。このことについては、もう一度ご答弁、考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） 今のご指摘でございます。十分検討していきたいと考えています。

返礼品の率でいきますと、今5万円をちょうど寄附していただいた方の返礼率は、一番高いのは大和野菜を選択した場合でございます。この原価が1万数百円、奈良ファンクラブの会員資格が3,000円となっております。これを奈良県が負担しております。1万3千数百円が返礼品の原価額となっております。これをパーセントで割り戻しますと26%で、当然総務省の3割以内の通知に該当しているわけです。先ほどご指摘いただきました返礼品の充実を品数、品ぞろえ、そういう面での競争には奈良県は参加したいとは思いませんけれども、いただいたお気持ちにある程度応えられるような内容を検討していき

たいと考えております。

○小村委員 返礼品の率が決まってないときに、例えば、あるところではアマゾンカードでどんと返礼したりということがあったので、その過度な競争に乗らなくていいと思うけれども、この3割という規定の中では絶対に勝負していただきたいなと思っていますので、その点はもう一度念押しでよろしくをお願いします。

○山本委員長 よろしいですか。

○小村委員 はい。

○山本委員長 それでは、ほかの方。

○樋口委員 それでは、私から6点ほど質問させていただきます。

1つ目ですけれど、決算審査の入り口の部分になるのですが、いただいた資料に財務諸表がございません。行政経営改革推進プログラムには平成28年度から新公会計制度の導入が示されていまして、それに附属する資料としてこの財務諸表、最低4表は必要になってくると思うのですが、過去を見ていますと、翌年度末に公表するという形をとられていて、決算審査の段階で間に合っていないという状況がございます。まず、決算審査の資料として提供されない理由をお聞かせいただきたいと思います。

○川上財政課長 財務諸表の関係でございます。

財務諸表は、財政課が中心となって全庁的に作成をさせていただいているところですが、全国的な話で、作業ボリュームが多いということで、年度末にさせていただいている状況です。

具体的に申し上げますと、決算額が6月中旬ごろに固まりますので、それ以降、作業を進めさせていただいているところでございます。作成に当たりましては、決算データを活用させていただいています。複式簿記に必要な仕訳作業が必要になるのですけれども、県の決算データ全てをそのまま使うことができないということがありますので、一部については具体の中身を確認しながら手作業で仕訳しているということ、それから資産についても、県の資産かどうかについても中身を確認をさせていただいているところでございます。

このような作業について、一定の時間が必要であるので、年度末に公表させていただいている状況でございます。

ちなみに、近畿ブロックの各府県も一回調べさせていただいたのですけれども、本県と同様、翌年度の3月から、遅い県ではそれ以降にというのが多い状況でございます。

○樋口委員 何のために財務諸表をつくるかといったら、決算を見るためにつくるはずで

す。新公会計制度にしなさいというのも、そこできっちり決算を見ていきたいと思いますという
ことが大きな目的だと思うので、この決算審査に間に合っていないということそのものが、
この制度がうまく運用できてないというあかしになってしまうのではないのかなと思うの
です。

今、スケジュール的なことはお答えいただいたのですけれども、これがシステムの問題
なのか、仕分けるためのマンパワーの問題なのか、そこはどこに問題があるということで
しょうか。全国を見れば、ごく一部かもしれませんができているところもあるのです。お
答えいただけますか。

○川上財政課長 例えば大阪府を見ますと、支出や収入は、日々仕訳をされている状況で
す。本県はそこまでいっていないということがありますので、システム上の話もあります
し、組織体制も、両方ともあると思います。

○樋口委員 制度の導入といったときに、当然それがきっちりと運用できるように、シス
テム及びマンパワーの確保は当然のことだと。それを含めての制度の導入だと思うので、
そこは今後改善をしていただきたいと思います。来年度どうなるのか、楽しみにさせてい
ただきたいと思います。

2点目ですけれども、歳入に関してですが、社会保障費関係を見てみますと、後期高齢
者医療制度関係と、介護保険の給付費関係、これは高齢者にかかわるもので、毎年大体1
0億円ずつぐらいふえている状況があります。こういう状況を背景に現在の行政サービス
水準を維持していこうと考えますと、当然これを補う歳入の増が求められることになると
思うのですが、一定、コストカットをやりながらも、それも限界があるということを考え
れば、歳入増を考えていく必要がある。

県が主体的かつ政策的に伸ばせる部分はどこだろうかと見てみますと、法人2税と使用
料、大きなところでそういうものが考えられるかなと。特に法人2税は昨今、企業誘致
等々、産業振興系の施策を進めていっている成果として近年伸びてきている状況もありま
す。

こういう企業誘致とか産業振興という施策推進の成果として見えてくる部分について、
ではその施策のボリュームとか目標を定めていくときに、一方でその裏づけとなる、要は
税収を幾ら確保したいという目標設定からスタートさせていくと、その施策のボリューム
もめどが立ってくるのではないのかな。多分今、施策を進めるからこれだけの税収が上が
ってくるという逆の発想になっているのかもしれませんが、これだけのお金が出ていくこ

とが見えているときには、一方で、これだけの歳入を確保するためにどういう手だてができるのかという考え方も必要になってくるのではないのかなと。だから、出の推移を見ながら歳入の目標設定もしていく必要があるのではないかなと思うのです。今の中期財政計画的なものは県でもつくっておられると思うのですが、恐らく確実な数字を積み上げていくことは目的にしているので、トレンドで、あるいは見えている動きで数字を抑えていくということをやっておられると思うのです。やっぱりそういう目標を立てることについて、財政当局としてどういうお考えか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○箕輪税務課長 歳入確保について答弁させていただきたいと思います。

将来に向けての安定的な税収を確保することは、とても重要だと考えています。その中で、国に対して税収の増に向けての制度改正の要望とかも行ってまいりました。例えば、地方消費税の清算基準の見直しについて、平成30年度の税制改正において、清算金収入の増加につながったところでございます。

また、今月1日から消費税率が10%に引き上げられたことも相まって、都道府県清算後の地方消費税の増収は予定されているところでございます。

また、法人関係税収についてですが、それがかねてから課題となっておりました偏在是正を要望してまいりましたが、これも今年度の税制改正におきまして特別法人事業譲与税が創設されました。来年度からになります。譲与が開始されることになり、今後の財政基盤の強化につながるものだと考えております。

先ほどもお尋ねになりました県税収入の増についてはさまざまな要因がございます。例えば、先ほどから申し上げております国の税制改正、景気変動の要因、外的要因の影響もかなりございます。将来的な具体的な数値目標の明示が、そういった理由で困難でございます。ただ、本県経済活性化の取り組み、企業誘致の取り組みなどで税源涵養を進めていくことは大事だと考えております。それにより、法人関係税収、給与収入、消費の支出なども向上させて、個人県民税、地方消費税の税収増につなげていかなければいけないと考えております。税収確保についての考え方については以上でございます。

○樋口委員 ふやすために取り組んでいきますということは十分に理解するところです。ただ、一定の目標を定めて取り組んでいくことも必要なのかな。具体的にどういう事業をどうこうしていったその税収につなげていくと、どれぐらいのボリュームだということころは、お金ではかっていくことも必要ではないかと思えます。これは今つくっているものを否定するわけではないです。そういう数字を置くことも大事ではないかというご提案で

ざいますので、今後、ご検討いただけたらと思います。

3点目ですけれども、同じく歳入項目の使用料ですけれども、これも全体としては前年度から増額しているという事実はありますが、個々の支出ごとに見ていくと、ふえたり減ったりという状況がございます。総務関係のファシリティーマネジメントにかかわるところでもあるのですけれども、県有施設を、ファシリティーマネジメントの視点としては、維持管理費の縮減のために、施設の統廃合を進めて、遊休施設を売却するというのも含めて、どう後利用するかということが眼目になっていると思うのですけれども、今ある施設、あるいは残すべき施設でどれだけ収入を上げていくか、要は使用料をどう取るかを考えていくことも必要ではないかと、こういう視点を、ファシリティーマネジメントを進めている中で持っておられるのかどうかまずお聞かせいただけますか。

○森本行政経営・ファシリティーマネジメント課長 今ある施設の経営的な視点を持っているのかというご質問でございます。

県有施設の運営に当たりまして、経営的な視点に立つことは大変重要なことだと考えており、当課で所管、作成しております奈良県公共施設等総合管理計画において、基本的な方針の一つとして県有資産の有効活用を掲げています。その中で資産の利用価値を最大化すると定めています。

具体的には、インフラ施設等を除きます県有施設につきまして資産の評価を行っております。その中で文化施設等につきましては利用者数、貸し館施設等については稼働率、住居系の施設については入居率などの稼働状況及び、その単位当たりのコストというのを施設の経営的視点での評価項目として設けていまして、その数字をもとに施設所管課と面談を行い、要改善点については指摘し、改善の要請を行っているところでございます。

その上で、具体的にどのような改善を行うのか、施設のあり方等の見直しを行うのかについては、施設所管課で検討、実施されておりました、経営的な視点での運営がなされるものと考えています。

また、その状況につきましては随時ヒアリングを行う等、確認しているところでございます。

○樋口委員 それは結構ですけれども、お金で見るという視点がもう少し必要なのかなと感じて今質問させていただいているわけですけれども、例えば、文化振興関連で述べようと思いますけれども、文化関係の施設だと、利用率、あるいは利用者数というところで見たいこうと。当然それにリンクして、入館料という部分もあるでしょうけれども、文化施

設の収入減というのはそれだけではないですよ。いろいろなスペースを持っていて、人が集まってくる施設であれば、そこで営利事業をすることも可能なわけです。それは県がみずからする必要もなく、民間をそこへ呼び入れて、そこで賃料をもらうということで収入を上げていくということも考えられるわけです。だから、そういうことも含めた有効利用、あるいは収益増というファシリティーマネジメントの一番頭の部分でそういう発想があれば、個別に施設をどうするという事は各関係課で考えられると思うのですが、そこでもそういう発想を持って取り組んでいただけないのかと思いましたので、どういう取り組み、あるいは発想でやっておられるかお尋ねしたわけです。こういう視点も持って、今後の取り組みを進めていただけたらありがたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。答弁は要りません。

4点目に参ります。主要施策の成果に関する報告書の10ページ、11ページにかけて、広報広聴課の取り組みが書かれています。ここに書かれていることは、いろいろなメディアを使って広報を積極的にやっていたという状況を説明いただいているわけですが、例年こういう形でずっと続けてこられていると思うのですが、今、県が伝えたい情報を伝えるべき人にきっちり伝わっているのかという評価はこれまでされてきているのでしょうか。なかなか難しい話だと思うのですが、定期的にアンケートをとるとか、いろいろなやり方はあると思うのです。受け手側の意識、あるいは感じているところ、満足度を捉えられているのかどうか、まずここをお聞かせいただけますか。

○毛利広報広聴課長 広報に対する住民の満足度に関するご質問だと思います。

私どもは、例えば県民だよりでありますとか、紙媒体のもの、テレビ、インターネットを通じて等々、幅広いラインナップで広報媒体を準備しています。県民だよりですと、最後を見ていただくと、プレゼント企画等々がございます、そこには必ずご意見等々をいただくようにしています。そのご意見につきましては、いろいろな分野の特集をしておりますので、私どもで確認をした上で、こういうご意見がございますということで関連部局にもお伝えいたしまして、さらに施策の展開に資していただくというようにしております。

また、SNSとか、近年ですと平成28年7月から、ナラプラスというアプリを導入して、いろいろなニュースを無料配信させていただいています。そこでもアンケート等々を実施しております、そこでいただくご意見についてもきっちり吸い上げて、各部局にご提供させていただいている状況でございます。

○樋口委員 ありがとうございます。

今のお話ですと、見ていただいている方は意見を乗せていただけると思うのです。見ていない人がどれぐらいいるのか、見ている人はどれぐらいいるのか、把握しておかないと、結局、情報を発信する側はどんどん発信できるのですけれど、受け手がどれだけいるか、要はアウトリーチがあって初めて情報の共有が成り立つわけで、そこが必ず広報の課題になってくると思います。いろいろと突破していくには難しい部分もあるかと思うのですが、実態としてどうだということ、まず捉えていただく必要があるのではないのかなと。いろいろな調査をやっておられるので、その中で見ているか見ていないか、その一番根本のところ、まず大事になってくると思います。

各部局でいろいろな施策、制度をつくられて、それをPRする、あるいは活用してもらうためにいろいろな広報活動をされていると思うのですけれども、全部が全部、広報誌などに書かれている事業に載せられるわけではなくて、個別にやられている部分があると思うのです。そのあたりについて広報広聴課として何か具体的にお手伝いしたり、あるいはアドバイスしたりという取組はあるのでしょうか。

○毛利広報広聴課長 まず、最初の点でございます。どの程度見ていただいているか、どの程度見ていただいているのかというお話です。そこまで厳密なものではもちろんないのですけれども、私どもで把握できる範囲としましては、まずはこちらからメディアに提供した資料が、どれだけ例えば新聞で取り上げられているのか、もしくはテレビで取り上げられているのかということは、投げた数を分母、取り上げていただいた数を分子としまして、大体5割を切る46%、47%ぐらいの掲載率、取り上げ率になっているのですが、その数値を少しでも上げる、ヒットを打てる確率を高くするということを目標にやっております。

もう一つは、各事業課でやっていただいている広報にどういう支援をしているのかというご質問ですけれども、1つは、毎年プロの雑誌の編集者でありますとか、PR会社の社員などをお招きしまして、効果的な行政広報についてご講演をいただいて研修をさせていただいているところです。あわせて、事業担当課から、こういう事業するけれど、どういう広報をしたらいいのか、どういう媒体があるのかというお問い合わせを多々いただいていますので、そういう部分については、こういうマスコミへの投げかけ方がありますということ、ご相談に乗らせていただいている状況でございます。

○樋口委員 まず、最初のお答えですけれども、どれだけ発信できたかということをはかる一つの指標であって、どれだけ受けられたかというのは、そこに視聴率か何かを掛ける、

新聞であれば購読者数を掛けるというところで見ている部分なので、まあまあ発信量がふえれば、それに比例してふえていくということはあると思います。ただ、広報誌もどれだけ見られているかというところは、独自で調査なり現状把握していく必要があるのかなと思います。

各課との取り組み、連携の仕方、協力の仕方というところで、やっていただいていることは評価するのですが、例えば、県庁の中で一番広報を通して自前でやっているところは、観光関連のプロモーションをやっておられるので、各課でそういう独自の広報、情報発信をされている部分があって、どこが何をどういう方法でどういう情報を外へ出しているかは、広報広聴課のほうでおおむね把握はされていますでしょうか。

○毛利広報広聴課長 確実に全部を把握しているのかというご質問であれば、なかなか把握し切れていない部分もあると思いますけれども、例えばマスメディアに資料提供で出すことであれば、必ず当課を通して出しておりますので、その辺については把握できております。

○樋口委員 どこで何をやっているかわかると、同じような方法を使うということだけではなくて、ここでやっている情報発信に、ここの情報も載せられますとか、そういう相互に利活用できる、それができれば経費も浮きますし、より効果的にできる。伝えたい人に確実に伝えるということで、部局をまたがれば、そういうことも可能になる場合もあるわけです。そういうことも考えていただく必要があるかなと。要は広報広聴課の役割が、今、決められている広報事業だけではなく、庁内の広報をどうしていくかということを考えて、各部署にコンサルティングをしながらレベルアップをしていくという、そういう部署になっていかないと、効果的な広報はなかなかできないのではないかと思います。当然戦略とか、いろいろな目的があるので、それに合わせた戦略、戦術、それを実施する技術は必ず必要なので、それをセットで面倒を見ていけるような部署になる必要がある。

ただ、お伺いしていますと、人事異動は必ずあるので、ノウハウの蓄積はどこまでできるのかということもあるし、プロフェッショナルな部分で必要なノウハウというものもあるでしょう。このあたりは外部委託で何とかするというのも含めて、その役割、機能を強化していくように考えていただきたいと思います。

5点目ですけれども、サテライトオフィスの話ですが、平成29年度に設置をして、平成30年度運用という形で、この利用状況と実際に使われた方の満足度からの成果として、どういうものがあつたかをお聞かせいただけますか。

○乾人事課長 サテライトオフィスに関連して、私からお答えをさせていただきます。

今、お述べいただきましたけれども、県では職員の働き方改革の一環といたしまして、ICTを活用した働き方が可能となるような選択肢を用意するとともに、業務の効率化、県民サービスの向上を目的に、テレワークに取り組んでいます。平成29年度からテレワークの中でも、サテライトオフィスとモバイルワークを実施しています。

サテライトオフィスにつきまして、現在、橿原市の橿原総合庁舎と奈良市の奈良県文化会館の2カ所に設置をしております。利用状況につきまして、平成30年度は、利用回数が橿原市が延べ134回、奈良市が延べ13回となっています。奈良市は7月に開設しましたので、通年の数字ではございませんけれども、橿原市に比べまして、少ない状況が続いています。

ただ、利用者の声としまして、出張と出張の間に時間を有効に活用できて、その分を業務に当てられたとか、また、出張先からサテライトを経由して、そのまま家に帰ることで通勤時間を短くすることによって、その分を育児、介護に当てることができたという、プラスの効果が報告をされているところでございます。

○樋口委員 これを進めるに当たって、職員からのニーズは把握はされましたか。

どういう使い方をしたいとか、どういうところにどういうものがあれば便利だとか、テレワークを前提にしたときに、どういうものが求められているのかというところは、職員からのニーズの把握、聴取はされているのでしょうか。

○乾人事課長 テレワークにつきましては、導入前、試行的に平成29年からやっていますけれども、その前に他府県を調査させてもらったり、職員からの意見も聞いた上で進めてきたところです。

まず、平成29年に橿原市に置かせてもらいまして、その中で、場所が駅から離れているということもあって、より駅に近いところ、なおかつ出先の職員、例えば奈良市、生駒市に住んでいる方で、勤務地が橿原市周辺の方が県庁に出張で来た場合、一旦県庁の用事を済ませて、橿原市の事務所に戻って自宅に帰るというロスがございます。そういう方のことも想定しまして、2つ目の場所として、奈良市の奈良県文化会館に設置したということで、どちらかといいますと、やってみて、こういう意見があるので取り上げて、新たな展開をするということで進めているところでございます。

○樋口委員 いろいろニーズを聞いて取り組みを始めて、これからも改善は進めていくということだと思っております。ただ、県庁の利用数があまりにも少なく、今のお話ですと、

生駒市に住んでいる人で橿原市で働いている方が少し便利になったというぐらいにしか聞こえてこないのですが、テレワークの推進を、どこまで県庁として本気でやろうとしているのかに係ってくる話かと思うのです。どんどん進めましょうということなのか、働き方改革に絡めて少し楽にしようかという一つのツールとして、このテレワークを考えているのか、このあたりはどちらでしょうか。

○乾人事課長 それこそ働き方改革を進めている中で、なかなか進んでいないですけども、男性の育児休業の取得も進めていきたいと思っています。

また、核家族化で介護の必要がある職員もふえてまいります。その中で、限られた時間を有効に活用することによって、よい仕事をすることによって、県民へのサービス向上につなげるというのが本旨でございます。当然、県といたしましてはこのサテライトオフィス、モバイルワークなど、テレワークを進めることによって、そういう職員が持っている能力を最大限発揮させた上で、県民に還元するというのがございますので、積極的にこの分野を取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○樋口委員 そうであれば、今みたいな取り組みでは全然足りないだろうと。これは職種にもよりますけれども、究極に言えば、先ほどの介護や子育てという話が出てくると、在宅で仕事ができる状況をどうつくるかということになってくると思うのです。情報セキュリティの問題もあるので、どこかにアクセスポイントをこしらえていく、あるいはビジネスセンター的な役割を果たすような拠点を、幾つか置いていくということになってくるかと思うのです。せめて、合同庁舎が各地にありますから、そこにそういうサービスセンター、ビジネスセンター的なものを置いて、そこでテレワークができる状況ぐらいは、最低限こしらえていくところからの出発ではないのかなと思います。当然、テレビ会議ができてということもあるでしょうし、そういうコミュニケーションがとれる環境をつくっていくことも最低限必要になってくる部分だと思いますので、どこまでやるかというところにあわせて、イニシャルの取組も考えていく必要があるのではないのか。中途半端にやると、あんまり使えなかったねということで消えていく可能性もあるわけで、やるときはきちっと本腰入れてやっていただく必要があるのかなと。

特に働き方改革を進めていく、今おっしゃっていたような環境にある職員を大事に使っていくことを前提にしているのであれば、これは本格的にやらないといけない案件だという認識を持ってやっていただく必要があるのかなと思います。今後の取り組みは、そういう視点でもう一度見直していく必要があるかと思うので、よろしく願いいたします。

最後、6点目ですけれども、先ほど出ていましたe-MATCHのことです。昨年度の決算審査特別委員会の議事録を読んでいますと、蓄積されたビッグデータを活用・分析し、運用課題を抽出して改善を果たしていくという趣旨の発言があったと思うのですけれども、この分析、改善の取り組み状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○向井消防救急課長 e-MATCHデータの活用のご質問でございます。

平均搬送時間の短縮につきましては、先ほど、太田委員のご質問もございまして、お答えさせていただいております。e-MATCHにつきましては、救急搬送におきます時系列データ、それから、搬送後の診断データなどが蓄積されております。それらの検証を行うことにより、搬送の精度の改善を図っているところでございます。

医師と救急隊員が連携をしまして、搬送ルールの精度を高め、救急隊員の病態判断、それから、技術の向上が図られるといったところで搬送時間の短縮のみならず、救急患者の予後の改善まで考えた救急搬送が行えるよう努力してまいりたいと思います。

○樋口委員 わかりました。随時、改善をしていって、1つ目標を置いてやっておられるのはよくわかりました。

搬送時間の話ですけれども、現場から病院までの物理的な時間は短縮のしようがないと思うのです。しようと思うと交通アクセスをよくする、渋滞区間があればそこを緩和するというのが必要になってくると思うのです。どこで時間をとられているかということ、病院を探し出す、特に市街地では幾つか選択肢がある中で、ベストのところを選択するための時間、これをいかに短縮するかということだと思うのです。40何分の中に、その時間がどれだけ含まれていて、それをどこまで短縮することを目標とするかを目標設定しておく必要があると思うのです。平均値で出しているのです、地域でアクセス時間に差が出てくると思うのですけれども、探し出す時間は比較的共通する部分で、そこをどう設定するかを考えていただく必要があると思うのです。現状、その時間が何分、あるいはそれがこれまで改善されてきて、どうなっているのか。4分ほど短縮できているというところが、その部分での成果だと思うのですけれども、それをさらに短縮する余地があるのかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

○向井消防救急課長 おっしゃっていただいておりますように、まず現場の滞在時間をいかに短縮するかということかと思っております。詳細なデータにつきましては、今、手持ちがございませんので、また、お知らせをさせていただきたいと思っておりますけれども、病院選定について時間がかかっているところも、確かにあると思います。そこにつきましては、

医療部局とも連携をしながら、いかに短縮をさせるかと思っております。

我々としては、救急隊員が現場で、まず患者を診たときに判断をしますので、そういった判断がいかに速く正確にできるかというところを、医療関係者ともいろいろ連携をしながら、いかに的確なところに運べるかという診断ができるように、努力しているところでございます。

○樋口委員 よくわかりました。そこは、数値的な目標も置きながら、いかにそれを、どこで短縮するかというところも、ご検討いただきたいと思えますし、それに向けての改善をよろしく願います。

○植村委員 おはようございます。自由民主党の植村でございます。私からも、数点質問させていただきたいと思えます。

まず、平成30年度奈良県歳入歳出決算報告書を見させていただいておまして、実質収支が12億6,000万円となり、経常収支比率も92.8%と、前年より1.8%改善をしたと、このような報告でありました。奈良市の財政状況から考えてみますと、県のほうはやっぱりいいな、もっと奈良市は頑張らないいけないと感じているわけです。

そこで、1件お聞きしたいのは、奈良県における県税の徴収率です。これは毎年向上を続けていると見させていただいているのですけれども、平成30年度奈良県歳入歳出決算報告書の2ページを見ますと、収入未済額が22億9,438万円とあります。これは全国順位からすると下位のほうに位置している状況であるわけですが、特に滞納額全体に占める割合が高いのが個人県民税ですが、市町村にこの徴収権限があるわけですので、県は市町村と連携して取り組んでいるとのことではありますが、どのように取り組みを行っているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○箕輪税務課長 ただいまの県税の徴収確保の取り組み、特に個人県民税の取り組みについてお答えさせていただきます。

滞納額の7割を占める個人県民税は、市町村に賦課徴収の権限がございます。そういうことで、徴収率向上に向けて、平成24年度に設置しました地方税滞納整理本部において、市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

具体的な取り組みを申し上げます。市町村へ県職員の常駐派遣を行っております。それとともに県税事務所からも市町村へ職員を随時に派遣したり、例えば地方税法に基づきまして、市町村に賦課権限がある個人県民税を直接徴収したり、市町村からのさまざまな問い合わせに対応するなど、さまざまな支援を実施しているところでございます。

あと昨年からはございますが、徴収経験豊富な国税OB職員を県税事務所に配置して、各市町村へ随時派遣をしたり、滞納整理を進めているところでございます。市町村等はさらに毎年11月、12月を滞納整理強化月間として、差し押さえの強化を図るとともに、差し押さえた不動産の合同公売も行っております。今年度も実施する予定でございます。

以上の結果により、今年度の決算でございますが、個人県民税の徴収率96.7%となっております。昨年度決算と比較して0.4%上昇させていただいております。収入未済額も約15億4,000万円と昨年度比マイナス1億3,000万円余りと、年々滞納額を圧縮している状況でございます。

○植村委員 ありがとうございます。派遣をしてやっているということも聞かせていただきました。ということは、やはり市町村の税収も、徴収率が上がらなければ、ある意味で県税の徴収率も上がらないということだと理解します。県内市町村もしっかりと頑張ってもらわないといけないということになるわけですが、2点目に、個人県民税を含む県税全体の徴収率向上ということで、今、お聞かせいただいたわけですが、全国順位の上昇に向けては、今後さらにどのような取り組みを考えておられるのか、お聞かせいただきたい。

○箕輪税務課長 県民税のみならず、全体の徴収率をいかにして向上するかというところでございます。

全体の県税徴収率は、今年度決算98.0%となっており、昨年度比0.2%上昇となっております。過去最高の徴収率となっております。ただ、県税全体の徴収率は向上しているものの、全国順位はまだ低い状況でございます。さらなる取組が必要と考えています。当然、徴収対策として、先ほど申し上げましたとおり、さらにいろいろなほかの取組も必要だと考えております。例えば収納手段の拡大もその一つだと考えています。現在実施しておりますコンビニエンスストアでの収納、あとマルチペイメントネットワークを活用した電子収納等を行っておりますが、さらに現在、スマホ決済等のキャッシュレス化も検討しているところでございます。

いろいろな取り組みを持って、今後も県税徴収確保のために手を緩めることなく、収入未済額圧縮のために取り組んでいきたいと思っております。

○植村委員 ありがとうございます。ぜひ、そういったことを迅速に進めていただけるように、さらに尽力いただきますようお願いしておきたいと思っております。

続きまして、自衛官の募集について少しお聞きしたいと思っております。

けさの産経新聞の社会面に、昨日、第17回「国民の自衛官」の表彰式があったという記事が載っておりました。内容を簡単に紹介しますと、国際活動や災害派遣などに著しい功績のあった自衛官を顕彰すると。そこには、三笠宮彬子女王もご出席されて、「故郷を守り、支えるために日夜努力している自衛隊のみなさまに、われわれは心を打たれるのだと思います」、このようにお言葉を頂戴したと掲載されておりました。

本当にこの支えに感謝し、そういったことがこの中で非常にリアルにわかったわけですが、そのような中で、我々も有事の際にはもちろん、災害からも我が国を守っていただいているわけでございます。この前防衛大臣は、ことしの2月15日の衆議院予算委員会で、自衛官の募集に協力している自治体は全市区町村の36%に当たる632自治体にとどまると明かし、紙か電子媒体での募集対象者の資料提供を依頼をしているけれども、6割の自治体はそういう形では応じていないと発言されておられました。

防衛省は自衛隊法に基づき、全国の自治体に募集対象者の氏名、生年月日、住所、性別を紙媒体または電子媒体で提出するように求めており、平成29年度は全1,741市区町村のうち、その求めに応じた自治体は632自治体であり、全体の53%に当たる931自治体では、住民基本台帳からの書き写しなどで対象者の情報を取得していると、そのような状況です。残る178自治体、約10%は情報を得ていない状況であると、このように説明されておりました。

本県は全国で唯一陸上自衛隊の駐屯地がない県であり、現在、五條市のほうに陸上自衛隊の駐屯地、災害拠点として誘致活動を行っておられるわけですが、県内39市町村にも、自衛官の募集について、積極的に協力してほしいと思うのであります。そのような中で、先日、各新聞報道、10月2日でしたけれども、奈良県内における自衛官の募集に必要な資料を全市町村が提供と掲載されておりました。一見、私は、ああ、よかったなと思ったのですが、その中身を見てみると、39全ての市町村で何らかの情報提供を行っているが、その方法はまちまちであると。そして、生駒市や天理市など、12の自治体では、先ほど言いました4項目の個人情報を書いた資料を作成し、提供しており、積極的に取り組んでいただいているということでありました。しかし、奈良市や大和高田市など19の自治体では、あらかじめ対象者を抽出した住民基本台帳を防衛省に閲覧させるにとどまっていると。それを大勢の防衛省の職員が、長期間にわたり手作業で書き写している状況だと聞き及んでいるわけでありました。さらに、抽出を行わずに住民基本台帳を閲覧という形が安堵町や川西町など8つの自治体であるとのことでした。

ここで、私も不思議に思うのですけれど、どうして、いざとなったときに災害救助をお願いしなければならない自衛隊に対して、県内の自治体によって防衛省の法律に基づく協力体制に格差が出ているのかということです。私は、このIT時代に、我々の全国的な地方議会でも、ペーパーレスを進めようと議論している中で、手作業でいまだにやっつけていかなければならないというのはどういうことなのだろうかと、大変理解に苦しんでいるところでございます。

そこで、そのことに関してお聞きしたいのですが、まず、自衛官の定員と現員についてお聞かせいただけないでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 現在、公表されておりますのは平成29年の全国の数字がでございます。それによりますと、自衛官の定員が約25万人に対しまして、現員は約23万人ということで、充足率は92%でございます。

○植村委員 これは以前にもお聞かせいただいたわけですがけれども、県内の状況についてはわからないですよ、どうでしょう。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 県内の状況については把握していません。

○植村委員 次に、この募集事務について、県と市町村との役割分担はどのようになっているのかお聞きしたいのですけれども。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 自衛隊の募集事務に関しましては、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第162条の規定によりまして、県及び市町村の法定受託事務とされております。

役割でございますが、特に県におきましては、例えば募集期間、試験の期日、試験会場の告示等を行っております。また、県と市町村、両方の役割でございますが、募集に係る広報宣伝事務をやっております。また、自衛隊から必要であると認めた場合に、資料の提出や報告も必要に応じてしております。

○植村委員 ありがとうございます。今回、新聞に出たことに関しては、防衛大臣についての資料の提供ということになろうかと思うのです。ここでお聞きしたいのですけれども、この住民情報の提供が個人情報観点から問題視されているという記事も書かれていたわけですがけれども、その点、県の考えについてお聞かせいただけないでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 先ほど申し上げましたように、自衛隊法施行令第120条におきまして、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に

関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定をされております。この規定に基づきまして、自衛隊の要請に対し、各市町村が判断して提供しているものと認識しております。

実はこの件につきましては、国会でも議論されております。ことしの2月13日の衆議院予算委員会におきまして、住民基本台帳法を所管します総務大臣が、自衛隊とそれぞれの自治体が協議をして情報を提供する、コピーの提供も含めて問題がないという答弁をされております。

○植村委員 ありがとうございます。ということは、この記事に書いているような個人情報に問題があるのではないのかという観点があるということをはっきりしていると、今、お話を聞かせていただいて感じるわけです。

法律的にこれは合法であるということですので、市町村に対して、情報提供する、連携を支援すべきだと考えるわけですが、その点はどのようにお考えなのかを聞かせていただけますか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） この募集事務に関しましては、円滑な実施を目的といたしまして、年1度、県が自衛官募集事務主管課長会議を開催しております。その中で、自衛隊の奈良地方協力本部をお招きしまして、募集状況、募集事務の委託費の事務処理、また、今年度の募集案内等の説明をいただいているところでございます。

今後も市町村とも連携をしながら、自衛隊募集事務の円滑な実施を目指してまいりたいと思っておりますし、また、事務執行におきまして、市町村から求めがあれば必要な情報の提供など、支援も行ってまいりたいと考えております。

○植村委員 ありがとうございます。ぜひ推進していただきたいと思っております。

少子化の影響などで、自衛官の採用状況は、大変厳しい状況であると聞いております。また、平成29年度の海上自衛隊の自衛官候補生の採用数は募集計画の59.9%、約6割にとどまったと聞き及んでいます。また、陸上自衛隊や航空自衛隊もそれぞれ8割にすぎなかったと報道もされておりました。

住民基本台帳からの書き写しは、本当に負担が大きい。これは私も市議会議員のときにお聞きして、本当に大変だということはよくわかります。自治体から募集対象者の情報提供、電子媒体で受けることができれば、ダイレクトメールの送付など、効果的な募集活動をスムーズに行うことが可能になることは言うまでもありません。県としては県内の自治

体に対して、先ほどご発言いただきましたように、積極的に募集活動に連携、協力をしていただけるように要望しておきたいと思えます。

次に、拉致問題について少しお聞きしたいと思えます。

北朝鮮による拉致問題については、ホームページや、先日知事からも答弁いただいたように、積極的に取り組んでいただいていることに本当に感謝しているわけでございます。パネル展示や、広報、それから、パンフレット、署名活動の広報の協力もホームページを見ていたらよくわかります。そういったことに関して、非常に私もよくやっていると申すわけですが、9月16日に全拉致被害者の即時一括帰国をという、国民大集会が東京で開催されたわけですが、奈良県からも東京事務所長が参加していただいたということで、非常に力強く感じております。

この北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会、救う会というのですが、この救う会の会長の西岡力氏を招いて、11月2日に第14回救う会奈良大会が奈良県文化会館で開催されると聞いております。そこで、私もお手伝いをさせていただきながら、さまざまな県に対する支援のお願いの声も多々寄せられています。

今回この文化会館で行われるに当たりまして、本県はどのような協力をするお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○辻国際課長 救う会奈良大会については、例年、主催団体から県の後援名義の使用許可の申請がございまして、承認しているところです。今年度の第14回大会についても、同様に承認したところでございます。

○植村委員 ありがとうございます。後援をしていただいているということで、大変力強いと感じておられると思えます。

それ以外には、特にないでしょうか。

○辻国際課長 今のところ、特に考えていません。

○植村委員 現在、具体的に要望が来ているということではないと思えますけれども、本県としましては、ホームページで県民に対する協力をお願いしております。読みますと、「この拉致問題は早期解決が望まれる国民的課題です。県民の皆さんひとりひとりの声が国際世論として一日も早い問題解決の原動力になるとともに、被害者ご本人とご家族の大きな心の支えになります。県民の皆さんにおかれましても、拉致問題の解決に向けて、一層のご理解とご協力をお願いします。」と、このように呼びかけていただいております。本当にありがたいと思えます。また、拉致家族の方々にしましても、本当に力強いだろ

うと思うわけであります。拉致対策本部からのパンフレットだとかパネル展だとか、そういったことも文化会館で今回はされるとお聞きしております。もし要望があったら、大変お忙しいと思うのですけれども、そういったものもしていただくことは検討していただきたいと思うのですけれども、その点、副知事どうでしょう。

○村井副知事 そもそも拉致問題でありますけれど、知事が本会議で答弁しましたとおりであります。我が国の主権、そして、国民の生命、安全にかかわる重大な人権侵害ということをも十分認識しております。

それ以外にも国と連携を図りつつ、拉致問題そのほかの人権侵害問題全般に対する県民の関心ということ、非常に重視をしておりますので、先日行われましたなら・ヒューマンフェスティバル、これが一番大きな人権の大会でありますけれども、ここでもきちんと国際課のほうでいろいろな展示をさせていただいたり、説明をさせていただくということも続けております。それから、これは本会議で知事が答弁申し上げましたけれども、毎年、国のほうで府県との連携により、各地方で拉致問題を考える国民の集いが実施されております。今年度はまだ日程の最終調整がついておりませんが、立候補したわけではございませんが、本県でどうですかという問い合わせに対してはきちんと対応させていただきたいという全般的な考え方で進めております。

個々の問題についてはいろいろあると思っておりますけれども、私のほうとしては、他府県に引けをとるようなことのないように、人権侵害についてきちんと対応していきたいと考えております。

○植村委員 ありがとうございます。ぜひ、こういった救う会、民間団体の力にもご協力いただけるように、要望をさせていただきたいと思っております。

○山本委員長 12時になりましたが、副委員長が質問をされたいようですので、もう少しご辛抱ください。

○猪奥委員 危ない、終わるところでした。短くやります。

ふるさと納税の企業版について教えていただきたいのですけれども、企業版ふるさと納税は頂戴したお金の使途が、もともと国に連絡して、承認されたものしか使えないということになっておりますけれども、企業版ふるさと納税の使途である事業について、どのように選定をされているのかお伺いしたいです。

○舟木知事公室次長（政策推進担当、政策推進課長事務取扱） ふるさと納税の企業版についてでございます。

特に選定委員会等を設けているわけではございません。企業から寄附の申し出を受けまして、例えば奈良県の観光に寄与したい、あるいは文化財の保存、保護、活用に寄与したい、そのようなご希望とともに寄附の申し出がございまして、その寄附の申し出に沿った部局に対して働きかけを行いまして、そこでマッチングを行っています。

○猪奥委員 ありがとうございます。寄附者がこれに使っていただきたいというのは、恐らく大きく奈良県の観光振興に使っていただきたいとか、子どもの教育環境の改善に使っていただきたいとか、それぐらいのお話なのかなと思うのです。

ことし、奈良県が企業版ふるさと納税をされるのは、さわれるレプリカを作る事業であったり、昨年度はジャポニスム2018で奈良県の観光プロモーションをするのに使っていただくお金であったり、そういうことに奈良県は使っているのですけれども、事業の内容を見ると、あまりにも練れてないといえますか、他府県でどうされているのかなと見れば、観光振興に期するためにPRに使いますとなっても、PRの事業だけではなく、そのPRをするために人材育成にも使います、機材をつくりますと、ある程度多層的になっているのです。ところが、奈良県の事業は、この事業のこの予算にぼんと使いますという使い方になっていて、これでは寄附者の思いもなかなか達成することがないのかなと思います。この事業に充てるためにこのお金を使うというのは、使わせていただく側からしたら、非常に楽に使えると思うのです。寄附いただく方の思いを生かすためには、担当者だけではなく、もう少し幅広にご議論いただいて、このようなことをやっているから、また寄附してくださいというツールにも使えるような使い方をしていただきたいと思います。これはお願いをしておきます。

もう一つが、台風についてお伺いしたいのですけれども、非常に大きな台風が発生しておりますが、今、奈良県でタイムラインをつくっていただいている市町村は大体どれぐらいあるのか教えていただけますか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 市町村のタイムラインの設置については把握しておりません。

○猪奥委員 ありがとうございます。今、事前の動きが非常に大切だということで、台風に関するタイムラインでは、120時間前にタイムラインを立てるかどうかの判断をしましょうというのが、1つの基準になっているようです。

120時間前といえますと5日前ですし、5日前といえますと、もうきょう既に入りますので、市町村でタイムラインを立てておられたら、もうそろそろ県のほうにご相談があ

る時期かなと思うのです。今回の台風は無理かもしれませんが、市町村でタイムラインをどういう状況でおつくりになられているのか、県のほうでも積極的に把握していただくことが、事前の活動にもつながると思いますので、ぜひお取り組みいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 市町村の状況も見た上で考えたいと思います。

○猪奥委員 ありがとうございます。もうすぐ災害前ですので、その時点で、事前活動はどうなっていますかと細かく聞いていただくことが、かえって県として邪魔になってしまうと、それは非常によくないと思いますので、今は前段階として市町村と密に連絡をとっていただいて、進めていただきたいと思います。

最後に南部東部についてお伺いしたいのですけれども、目指す姿というのを見せていただくと、南部東部地域の人口の社会減を、あと2年で社会増減をプラスにすると、非常に大きな目標を立てていただいている、進捗状況はまだ1,000人規模の社会減はあるものの、去年は495人改善したと、あらわしていただいています。こんなに大きく改善した一番大きな要因を教えてくださいと思います。

○福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱） ありがとうございます。1つの要因で大きく改善するということではないと思うのですけれども、南部東部振興課をつくりまして、もう8年になります。さまざまな取組をやってまいりました。小さな動きの取組の蓄積と実験の積み重ねだと思うのです。社会増減をプラスにするには大変な状況でございまして、実際のところ厳しい状況になっているのは事実でございます。

ただ、今やれることを1つずつ、小さなことを実験しながら進めていきたいと考えております。引き続き頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

お願いを2つだけさせていただきたいと思います。重点課題に関する評価の135ページに、現状分析のところ、防災対策の充実に関する満足度が奈良県全域よりも低いことが1つの要因として上がっているのではないかとあげていただいていますけれども、紀伊半島大水害で大きな被害があったというのが心配というのもあろうかと思えます。南部東部振興課へのお願いではなくて、防災統括室へのお願いですけれども、タイムラインであったり、市町村の取組を、こういった面でも大きくバックアップしていただきたいという

のが1つです。

もう一つ、奈良県では、移住支援を南部東部地域に限っていただいているのが現状ですが、移住対策というのは、奈良県を挙げて、県全域でやるべきものと考えています。

全県域でやっていただきたいと思うので、やられることになったら、また、中心になって引き続き頑張ってください。

○山本委員長 ほかの委員がなければ、副委員長に質疑をしていただきますがよろしいですか。

○山中副委員長 それでは、私からも2点、お聞かせをいただきたいと思います。

まず1点ですけれども、先ほど樋口委員からもございましたテレワークについてでございます。

主要施策の成果に関する報告書の13ページでございますが、新たなパーソナルマネジメント実践事業ということで書いていただいております。モバイル端末を100台、今回、整備運用をされたということで、まだそんなに時間はたっておりませんが、この利用状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○乾人事課長 実稼働が平成31年1月から配置させていただいております。100台でございます。前年は16台で試行させてもらい、1月から100台の増設をさせてもらったところでございます。

手元にすぐ出てこないのですけれども、1月～3月の実稼働は、日数ベースでございますけれども、25%ぐらいであったと記憶しています。

○山中副委員長 ありがとうございます。実際、1月から100台が皆さんに配備されたということです。わかりました。

聞かせていただきましたのは、大きくはテレワークをどういった形で進めていくかという部分がありますけれども、一つのツールとしては非常に大事な部分だと思っております。せんだって、私もテレワークの状況を視察に行かせていただいたときに、タブレット端末を持って、職員みずからが現場からさまざまな情報を入手して、例えば農業の現場ですと、農家の皆さんにこういう状況ですよと示しながら、非常にリアルに取り組んでいただいている職員の方の姿を紹介いただきました。そう思いますと、100台ございますので、それを駆使されると一層のサービス提供につながっていくと思いますので、この点はまたしっかりとお願いをしたいと思います。

それでは、先ほど、猪奥委員から話もございましたが、私も南部東部の振興に関するこ

とで1点お聞かせいただきたいと思います。

愛称を、e n g a w a と称しまして、奈良県の南部東部地域への包括的な移住相談に対応する、橿原総合庁舎の敷地内に奥大和移住定住交流センターが、平成28年4月からスタートしております。

この奥大和への移住定住に関する促進事業ということで、今回、この主要施策の成果に関する報告書にもあげていただいておりますけれども、これまでの状況、そして成果、今後の移住定住を進める上で、特に進めていくキーになる部分も含めてお聞かせをいただけたらと思います。

○福野地域振興部次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱） e n g a w a を含めた移住の具体的な施策の一部になるかもしれないですけれども、ご回答させていただきます。

県では、先ほど猪奥委員のときに申しましたけれど、いろいろなことをやっている中で、まず拠点の整備が非常に必要だと考えておりまして、これまでも市町村と連携して、移住促進施設という名称で、例えばゲストハウスであるとかカフェであるとかワーキングスペースなどの整備を進めてまいりました。市町村の要望を聞いて、一緒にモデルプランをつくって、市町村が行う施設整備に対して補助を行ってまいりました。昨年度までで9市町村で13施設の整備を行ってまいりました。

今年度もさらに2つの市町村で、2施設の整備について、補助金の交付決定をしております。特に成果が上がっているもので言えば、東吉野村のオフィスカンプ東吉野を整備したのですが、延べ7,000人ぐらい訪れていただきまして、ここをキーに移住した方が26人も入られているという成果が出ております。5～6年の成果ですけれども、下北山村にB I Y O R I という施設も整備しまして、これは別事業で村がやっている事業でもあるのですが、東京で村のことを考える事業で、たまたま参加された村出身の方がUターンされて、起業されて、事務所として利用したり、生駒市の事業所が職員を常駐させて、オフィス利用をいただいている。あとコワーキングスペースがありまして、奈良県だけではなく三重県の熊野市、尾鷲市からも利用があり、交流が生まれてきて、仕事も新たに生まれてきている状況になっております。

これからもさらに、地域内の人材が集まって、つながって、育つような場所、そういう拠点が必要で、1つの機能ではなかなか成立しないので、小規模ではありますが、多機能な拠点の整備が必要と考えております。その検討を進めているところでございます。

本年7月からe n g a w aで、実験店舗ということで、小規模多機能拠点の実証実験を始めました。奥大和地域の製品、加工品とか木製品、雑貨、家具等を展示販売したり、W i - F i環境を整えまして、コワーキングスペースとして運用しており、利用者はかなりふえてきている状況でございます。

これからも引き続き、市町村の要望を聞いて連携しながら、南部東部地域の移住者をふやす前段であります関係人口の増加を特に目指して、整備を進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○山中副委員長 ありがとうございます。今、聞いていますと、東吉野では7,000人近くの方が来て、26の方が実際に移住されて生活をされているということです。今、5～6年の取り組みでという話をされていましたが、なかなか進まないのが、こういった移住定住の事業かなと思います。

私どももUターン、Iターン、Jターンということで、いろいろな県に視察に行かせていただいて話は聞きますが、なかなかこれは難しい。そういう意味では、先ほどおっしゃっていただいたように、つながる移住というか、関係人口をどうふやしていくかということ、これからも市町村としっかり連携しながら進めていただけるということです。今までもそういう取り組みをしていただいておりますけれども、一層強めていただきたいと思います。

そして、これは別の案件になりますけれども、10月1日、消費税が引き上がりました。もっとよくなる奈良県ということで、各市町村へのさまざまな交付金の配布もしながら、まず、地域から元気になっていただくという創生事業も進めております。そういうこともしっかりと見据えた上で、一層の取り組みをしていただくことをお願いしまして、私の質問とします。ありがとうございました。

○山本委員長 それでは、ほかに質疑がなければ、これをもって、歳入、総務部、南部東部振興の審査を終わります。

なお、きょうの質問の中で総括は太田委員と中川委員の五條市の大規模広域防災拠点についてということで、確認ですがよろしいでしょうか。ほかは総括はないですね。

それでは、午後1時20分から、地域振興部及び教育委員会の審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、しばらく休憩します。

12:18分 休憩